

令和元年8月定例会

令和元年8月21日（水曜日）午後1時00分開会

長崎県市町村会館6階 大会議室

議事日程

- 日程1 仮議席の指定について
- 日程2 議長選挙について
- 日程3 副議長選挙について
- 日程4 議席の指定について
- 日程5 会期について
- 日程6 会議録署名議員の指名について
- 日程7 長崎県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程8 経過等の報告事項について
- 日程9 平成30年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
平成30年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算
- 日程10 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例)
- 日程11 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程12 議会運営委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26名）

1番	坪井 泰助 君	2番	永安 文男 君
3番	横山 弘藏 君	4番	今井 泰照 君
5番	村井 達己 君	7番	山脇 博 君
8番	安部 都 君	9番	中村 哲康 君
10番	平野 利和 君	11番	戸浦 善彦 君
12番	木口 利光 君	13番	植村 圭司 君
14番	初村 久藏 君	15番	椎山 賢治 君
16番	山田 能新 君	17番	古閑森 秀幸 君
18番	坂口 慎一 君	19番	北島 守幸 君
20番	松井 大助 君	21番	宮島 武雄 君
22番	山下 廣大 君	23番	松尾 俊哉 君
24番	林 広文 君	25番	山崎 猛 君
26番	池田 章子 君	27番	佐藤 正洋 君

欠席議員（1名）

6番 吉永 秀俊 君

説明のために出席した者

広域連合長	田上 富久 君	副広域連合長	一瀬 政太 君
副広域連合長	杉澤 泰彦 君	事務局長	赤崎 敏博 君
企画監兼次長	白倉 弘和 君	総務課長	切間 賢生 君
事業課長	鋤 寄 雅浩 君	保険管理課長	三ヶ島恵利子 君
代表監査委員	三縄 周治 君		

事務局職員出席者

書記 中丸 真由 君

＝開会 午後1時00分＝

○臨時議長（松井大助君）

島原市の松井大輔でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行いますので、よろしくお願いたします。

出席議員は定足数に達しております。

これより令和元年第2回長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

日程1「仮議席の指定について」、議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席はただいま着席の議席を指定いたします。

次に、日程2「議長の選挙について」、これより議長の選挙を行います。選挙の方法としましては、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推選の方法がありますが、指名推選の方法でご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○臨時議長（松井大助君）

ご異議なしと認めます。よって、議長選挙の方法は指名推選と決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、臨時議長が指名することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○臨時議長（松井大助君）

ご異議なしと認めます。よって、指名の方法は臨時議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名させていただきます。

議長に長崎市の佐藤正洋議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました佐藤正洋議員を議長の当選人として定めることにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○臨時議長（松井大助君）

ご異議なしと認めます。よって、佐藤正洋議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました佐藤議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選を告知いたします。

当選人の登壇をお願いいたします。

【佐藤正洋君 登壇】

○議長（佐藤正洋君）

皆さん、こんにちは。長崎市議会の佐藤正洋でございます。

ただいまは議員皆様方の温かいご推挙によりまして、長崎県内21全市町からなる広域連合議会議長にご選任にいただきましたことは、まことに身に余る光栄でございます。今後は皆様方のお力添えをいただきながら、当議会の公平かつ円滑な運営に努めてまいります。また、後期高齢者医療制度をめぐる動向に十分留意しながら、被保険者の医療、福祉の推進のために誠心誠意努力いたす所存でございます。

議員の皆様方のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますが、議長就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞ皆さん方、よろしくお願い申し上げます。

【佐藤正洋君 降壇】

○臨時議長（松井大助君）

議長は議長席にお着き願います。

それでは、暫時休憩をいたします。

＝休憩 午後1時06分＝

＝再開 午後1時07分＝

○議長（佐藤正洋君）

会議を再開いたします。

お諮りいたします。お手元に配付しておりますとおり、本日の日程に議事日程第1号の1を追加いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（佐藤正洋君）

ご異議なしと認めます。よって、議事日程第1号の1を本日の日程に追加することに決定いたしました。

次に、日程3「副議長の選挙について」、これより副議長の選挙を行います。選挙の方法としては、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推選の方法がありますが、指名推選の方法でご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（佐藤正洋君）

ご異議なしと認めます。よって、副議長選挙の方法は指名推薦と決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思ます。ご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（佐藤正洋君）

ご異議なしと認めます。よって、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名させていただきます。

副議長に、波佐見町の今井泰照議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました今井泰照議員を副議長の当選人として定めることにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（佐藤正洋君）

ご異議なしと認めます。よって、今井泰照議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました今井議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、当選を告知いたします。

この際、当選人の登壇をお願いいたします。

【今井泰照君 登壇】

○副議長（今井泰照君）

皆さん、こんにちは。ただいま紹介いただきました、波佐見町議会の今井泰照でございます。このたび、広域連合議会副議長の要職に議員皆様方のご推挙をいただきましたことは、まことに身に余る光栄でございます。微力でございますが、今後は佐藤議長の補佐役として、議会が円滑に運営されますよう、誠心誠意努力する決意であります。議員の皆様方のご指導、ご協力のほどお願い申し上げまして、副議長就任の挨拶といたします。今後ともよろしく願います。

【今井泰照君 降壇】

○議長（佐藤正洋君）

次に、日程4「議席の指定について」を議題といたします。

各議員の議席は、お手元に配付しております議席表のとおり指定いたします。ご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（佐藤正洋君）

ご異議なしと認めます。よって、議席はお手元に配付しております議席表のとおりといたします。

次に、日程5「会期について」を議題といたします。

今定例会の会期は本日1日間とし、会期中の日程についてはお手元に配付のとおりとすることに異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（佐藤正洋君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

次に、日程6「会議録署名議員の指名について」は、2番 永安文男議員及び19番 北島守

幸議員を指名いたします。

次に、例月出納検査報告につきましては、配付されております報告書のとおりであります。本件は、地方自治法の規定により報告されたものでありますので、ご了承をお願いいたします。

ここで、連合長から発言の申し出があっております。連合長。

【田上富久君 登壇】

○連合長（田上富久君）

皆さん、こんにちは。本日は広域連合議会の8月定例会を招集いたしましたところ、大変お忙しい中、議員の皆様方にはご健勝にてご出席を賜り、心から御礼を申し上げます。

初めに本日の定例会ですが、先般の統一地方選挙の後、初めての議会となります。そのため、今回、半数以上の議員の皆さんが交代をされておられます。その中で、今後新たに本広域連合の議会議員に就任されました皆様方におかれましては、今後さまざまな形でお世話になりますので、よろしく願い申し上げます。

さて、去る5月22日に国のほうで医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が公布をされました。その内容は、少し細かくなりますが、医療保険制度のオンライン資格の確認の導入、また、医療データベース及び介護データベースの連結の解析、広域連合及び市町村による高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築等が盛り込まれております。

一方で、人生100年時代の到来を見据えて、経済財政運営と改革の基本方針2019が6月21日に閣議決定されておりますが、その中では、昨年に引き続き、社会保障の基盤強化を進め、持続可能な社会保障に向けた環境整備を進めるため、給付と負担の見直しを含めた改革を推進するとされております。今後、後期高齢者の窓口負担のあり方を含めて、制度改革に関する議論はさらに深まっていくものと考えられます。

あわせて、高齢者一人一人に対し、フレイルなどの個人のさまざまな状態に対応したきめ細やかな保健事業を行うため、市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するとされております。

これにつきましては、本広域連合では、今年度も引き続き第2期データヘルス計画に基づく健康診査事業等による高齢者の健康保持増進を高める取り組みをはじめ、医療費適正化に寄与する保健事業を実施してきておりますが、その中で特に高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施につきましては、来年度からの円滑的な施行に向けて必要な体制の整備や具体的な事業内容の検討など、各市町との協議を進めていきたいと考えております。

本日の議会では、平成30年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算などの議案をご提案することといたしております。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げますとともに、各議案に対しまして、議員皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

【田上富久君 降壇】

○議長（佐藤正洋君）

次に、幹部職員の紹介を連合長からお願いいたします。連合長。

○連合長（田上富久君）

本年4月1日付の人事異動で着任いたしました幹部職員を紹介させていただきます。

切間賢生総務課長です。佐世保市から派遣されております。

三ヶ島恵利子保険管理課長です。大村市から派遣されております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤正洋君）

次に、日程7「議員提出議案第1号」を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第36条第3項の規定により、提出者の説明を省略し、直ちに採決いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（佐藤正洋君）

ご異議なしと認めます。

ご異議ございませんので、採決いたします。

議員提出議案第1号「長崎県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則」を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（佐藤正洋君）

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。
次に、日程8「経過等の報告事項について」、事務局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（切間賢生君）

お手元にお配りいたしておりますピンクの表紙の冊子「経過等の報告事項」について説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

前回開催の定例会平成31年2月19日以降における広域連合の主要な事項について、経過等を報告いたします。

1、国の医療制度改革の動向について。

令和元年5月22日に健康保険法等の一部を改正する法律が公布されました。医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みの創設、医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設、広域連合及び市町村により高齢者の保健事業と介護予防一体的に実施する枠組みの構築等が明示されております。

6月21日には経済財政運営と改革の基本方針2019、いわゆる「骨太の方針」が閣議決定されました。昨年に引き続き、持続可能な社会保障に向けた環境整備を進めるため、給付と負担の見直しを含めた改革工程表について、進捗を十分に検証しながら、改革を着実に推進すると明示されております。

あわせて、きめ細やかな保健事業を行うため、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から、市町村における保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するとされております。

続きまして、2ページでございます。

2、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について。

高齢者の保健事業について、広域連合と市町村の連携内容を明示し、市町村において介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施する枠組みの構築が国により示されており、令和2年度からの本格的な実施に向けた調整を進めていくこととしております。

記載の図は、一体的実施のスキーム図でございます。今回の健康保険法等の一部改正において規定された項目が「○に法」として数か所に表現されておりますので、主なものをご紹介します。

図の左側、国、厚生労働省におきましては、来年4月1日の一体的実施の本格施行に向け、保健事業の指針において方向性を明示し、あわせて具体的な支援メニューがガイドライン等で本年10月ごろまでに提示される予定となっております。

次に、右側の広域連合と市町村の囲み枠の部分になりますが、広域連合においては、広域計画に市町村との連携事項に関する事項を定めること、また、市町村においては、事業の基本的な方針を策定するとともに、介護の地域支援事業と国保の保健事業等の一体的な取り組みを実施することなどが規定されております。

さらに、図の下側の部分で関係機関の支援として都道府県、国保連合会、医療関係団体が必要な援助を行っていくことが求められているところでございます。

3、国に対する要望について。

令和元年6月12日、全国の広域連合で組織する全国後期高齢者医療広域連合協議会、令和元年度広域連合長会議が都内で開催され、後期高齢者医療制度の安定運営の持続とさらなる発展のため、中期的に検討されている運営体制について、より具体的な方向性を早期に示すことなどを求める要望書を根本匠厚生労働大臣宛てに提出いたしました。

なお、同要望書は参考として、9ページから11ページに掲載しております。

続きまして、3ページでございます。

4、令和元年度の保険料賦課について。

令和元年度の保険料は、広域連合で6月に賦課決定を行い、各市町で7月中旬に保険料決定額通知書と納付通知書をあわせて送付いたしました。

保険料率は、平成30年度、31年度は、均等割額4万5,800円、所得割率8.67%となっております。

保険料賦課に係る変更点といたしまして、低所得の方の均等割軽減率の見直しがあり、これまで9割軽減だった方が8割軽減となっております。また、軽減の所得判定が本年度も表のとおり見直されております。

4ページに入ります。

元被扶養者の方の保険料均等割軽減も従来の内容から見直されております。これらの影響につきまして、負担増では低所得者が5万9,390人、影響額は2億7,319万4,000円、元被扶養者は6,642人、影響額は1億4,764万9,000円。また、負担減では判定基準変更5割の方は172人、影響額が235万6,400円、2割の方は196人、影響額は180万3,200円でございます。

賦課総額及び1人当たりの賦課額については、被保険者数22万836人、賦課総額171億321万5,313円、軽減後の保険料総額は120億6,408万400円、軽減後の1人当たり賦課額は5万4,629円となっております。

保険料軽減の状況、保険料賦課額、階層別区分については、5ページにわたりまして記載のとおりとなっております。

その5ページでございますが、5、被保険者証の一斉更新等についてでございます。

被保険者証の有効期限は毎年8月1日から翌年7月31日までとなっており、本年度もこれを一斉更新し、7月中に市町から郵送等により全ての被保険者に交付いたしました。

被保険者証の交付状況につきましては、6ページにかけて記載のとおりとなっております。

6ページに入っております。

6、保険料の収納率について。

平成30年度普通徴収及び特別徴収の現年合計で99.50%となっており、昨年度と比較して0.02ポイントの増と制度開始以来、本広域連合の最高収納率となりました。また、滞納繰越分については44.25%となり、現年度分と滞納繰り越し分の合計では前年度の98.88%を0.09ポイント上回る98.97%となりました。

なお、平成30年度で行った不納欠損は434人、額にして953万8,888円となっております。

また、参考として12ページには、平成30年度市町別保険料収納率一覧表を掲載しております。

7、次期特定期間、令和2、3年度の保険料率について。

次期保険料率については、国の指導のもと、県、幹事会、運営委員会、懇話会等での意見も参考にしながら、令和2年2月の広域連合議会に関係条例を提案できるよう試算を進めております。保険料率の算定は過去の医療費及び被保険者数の実績値から将来推計値を算出し、令和2、3年度の歳出見込み額と歳入見込み額の推計から保険料収納必要額を算出し決定いたします。

医療給付費については、今後も増加傾向にあることから、診療報酬改定を注視しつつ、剰余金及び財政安定化基金等の活用により保険料の抑制を検討していくこととしております。

7ページでございます。

8、懇話会について。

本年度は3年ごとの委員改選の年に当たります。改選後の第1回懇話会は令和元年7月23日に開催し、後期高齢者医療制度について、令和2、3年度保険料率改定に向けて、保健事業についてを議題に説明を行い、委員の皆様からご意見をいただきました。主なご意見は記載のとおりでございます。

また、次の8ページには懇話会委員名簿を記載しております。

経過等の報告事項は以上でございます。

○議長（佐藤正洋君）

ただいまの経過報告については、ご了承をお願いいたします。

次に、日程9「議案第6号及び議案第7号」を一括議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（赤崎敏博君）

ただいま上程されました議案第6号「平成30年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」及び議案第7号「平成30年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」につきまして、一括してご説明いたします。

なお、この決算につきましては、6月25日に監査委員の審査を受け、7月12日付で審査意見書が提出されましたので配付させていただいております。また、地方自治法に基づく主要な施策の成果説明書についても配付いたしております。

それでは、緑色の表紙の「定例会説明資料」のほうで説明をいたします。緑色の表紙の定例会説明資料の2ページをお開きください。

まず、議案第6号「平成30年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」でございます。

下の囲み枠をごらんください。

歳入総額は2億3,223万4,239円、前年度比1.3%の減となっております。歳出総額は2億2,473万3,302円で、前年度比0.05%の増となっております。歳入減の主な理由は、財政調整基金繰入金及び前年度繰越金の減によるものです。歳入歳出差引額及び実質収支額は、ともに750万937円となっております。

それでは、内容につきましてご説明いたします。

歳入は、款項目と収入済額でご説明いたします。

1款分担金及び負担金は2億927万1,972円でございます。これは、広域連合の運営事務に係る県内21市町からの共通経費負担金でございます。負担割合は、右の説明欄に記載のとおり、規約により、総額の10%を均等割で、50%を高齢者人口割、残りの40%を人口割で負担いただいているものでございます。

次に、4款財産収入は117万2,728円でございます。これは、財政調整基金の運用益でございます。

6款繰入金は1,108万円で、財政調整基金の取り崩し、一般会計に繰り入れたものでございます。

7款繰越金は1,067万7,336円で、平成29年度決算剰余金を受け入れたものでございます。

8款諸収入は3万2,203円で、歳計現金に係る預金利子と雑入でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

3ページをごらんください。

款項目と支出済額でご説明いたします。

1款議会費は121万7,393円で、議会定例会、議会運営委員会に係る議員の報酬、旅費等でございます。

2款総務費は2億2,351万5,909円でございます。主なものは、1項1目一般管理費が2億1,082万7,671円で、人件費や事務室の借り上げ等に係る経費でございます。2目運営委員会費は45万7,653円で、市長、町長で構成される運営委員会に係る旅費と、3目幹事会費は122万5,550円で、市町の担当課長で構成される幹事会及び担当者会議に係る旅費と、4目財政調整基金費は1,067万7,000円で財政調整のための基金積立金でございます。

次に、2項1目選挙管理委員会費は8万2,051円で、委員の報酬等でございます。

3項1目監査委員費は24万5,984円で、定例監査、決算審査及び例月出納検査時の報酬及び旅費等でございます。

以上が平成30年度一般会計の歳入歳出決算でございます。

4ページをごらんください。

続きまして、議案第7号「平成30年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について」、ご説明いたします。

まず(1)収支の表をごらんください。

歳入総額2,368億5,309万5,173円、前年度比0.04%の増となっており、歳出総額は2,280億9,379万275円で、前年度比1.84%の増となっております。その主な理由は、療養給付費において被保険者数の増などにより前年度より増加したことや、前年度に国から交付を受けた療養給付費負担金等の精算に伴う返還金が増加したことなどによるものです。

歳入歳出差引額及び実質収支額は87億5,930万4,898円でございます。

(2)款別区分については表のとおりでございます。

5ページには、款別構成をグラフであらわしたものを記載しています。

上段の歳入のグラフで示しておりますとおり、市町支出金のうち保険料負担金が全体の4.95%となっております。下段のほうのグラフは歳出でございますが、ほとんどが保険給付費となっており、全体の95.72%を占めております。

6ページをお開きください。

総括表に基づきまして、主な内容についてご説明をいたします。

まず歳入ですが、款項目と収入済額でご説明いたします。

1 款市町支出金は338億2,879万9,135円でございます。内訳は、1 項1 目事務費負担金が4億6,050万4,958円。これは保険給付関係事務に係る市町からの負担金で、負担割合は一般会計と同じ割合となっております。2 目保険料等負担金は160億554万5,976円で、各市町が被保険者から徴収した保険料と、低所得者に対する保険料軽減措置の補填分の保険基盤安定負担金でございます。3 目療養給付費負担金は173億6,274万8,201円で、各市町の医療費の実績に基づいて負担対象額の12分の1を負担いただいているものでございます。

2 款国庫支出金は824億7,327万294円でございます。このうち、1 項1 目療養給付費負担金が556億8,726万8,444円で、これは先ほどの市町支出金の療養給付費負担金と同様、法により定率負担が定められているもので、国の場合は負担対象額の12分の3の額になります。2 目高額医療費負担金は8億5,529万6,577円で、レセプト1 件当たり80万円を超える額のうち、保険料等で賄うべき部分の4分の1を国が負担した額です。

2 項1 目調整交付金は249億3,646万3,000円で、広域連合間における被保険者の所得格差による財政の不均衡を是正することを目的として交付をされる普通調整交付金と、特別な事情がある広域連合に対して交付される特別調整交付金となっております。

なお、本広域連合における特別調整交付金の主な交付事情は、原爆被爆者及び被爆体験者に係る医療費が多額であること、結核、精神に係る医療費が多額であることなどでございます。

2 目医療費適正化等推進事業費補助金は4,094万3,000円で、訪問指導事業等に対する補助金でございます。3 目健康診査事業費補助金は2,781万5,000円で、健康診査事業等に対する補助金でございます。4 目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は9億1,714万9,352円で、保険料軽減特例措置に伴う交付金でございます。6 目特別高額医療費共同事業費補助金は933万4,921円で、協働事業を行う国保中央会への負担金に対する国庫補助でございます。

次に、7 ページををらんください。

3 款県支出金は186億9,562万8,813円で、このうち1 項1 目の療養給付費負担金は178億788万8,015円で、負担対象額に対する割合は、市町支出金と同じ12分の1となっております。2 目の高額医療費負担金は8億8,774万798円で、負担割合は国庫支出金と同様でございます。

4 款支払基金交付金は878億1,309万3,832円で、現役世代からの負担を財源とする交付金でございます。

5 款特別高額医療費共同事業交付金は4,821万8,104円で、広域連合の財政リスクを

軽減するために、国保中央会の共同事業により交付されたものでございます。

7款繰入金は9億6,898万8,000円で、財政調整基金のうち、平成29年度の積立分を取り崩し、繰り入れたものでございます。

8款繰越金は127億8,383万3,133円で、平成29年度の決算剰余金を繰越金として受け入れたものでございます。

次に、8ページをごらんください。

10款諸収入は2億4,126万3,862円で、その内訳は、2項預金利子が361万4,448円、3項雑入が2億3,764万9,414円でございます。雑入のうち、4目第三者納付金は2億3,468万5,590円で、交通事故などによる第三者行為に起因する医療給付に対し、その第三者から納付された賠償金でございます。5目返納金は294万8,450円で、自己負担割合変更等に伴い、被保険者から医療給付費を返還していただいたものです。6目雑入は1万5,374円で、公害健康被害の補償に伴う調整分などでございます。

続きまして、歳出について説明いたします。

9ページから12ページにかけて総括表を載せておりますが、ここからは黄色い表紙の「決算に係る主要な施策の成果説明書」に沿ってご説明いたします。

黄色い表紙の成果説明書の5ページをお開きください。款項目と支出済額で説明いたします。

1款総務費は5億4,017万7,066円で、その内訳は、1項1目一般管理費が4億335万6,440円でございます。主な内容は、共同電算処理手数料、保険料レセプト管理システム運用手数料、各種給付費の支給決定通知書作成料、郵送料、電算処理システムに係る各種委託料、市町が行った保健事業等に対する特別対策補助金などでございます。

6ページのほうをごらんください。

2項医療適正化事業費は1億3,682万626円で、そのうち、1目レセプト点検事業費は2,778万8,267円で、診療報酬明細書等点検業務委託料が主なものでございます。2目訪問指導事業費は979万3,100円です。訪問指導業務委託料が主なものでございます。

7ページをごらんください。

3目普及啓発事業費は2,249万2,924円で、制度の周知に係るポスターやパンフレット等の作成費及びその郵送料が主なものでございます。4目懇話会費は39万75円で、後期高齢者医療制度の円滑な運営等に関し広く意見を求めることを目的に、懇話会を年2回開催しており、これにかかる経費でございます。5目医療費通知事業費は6,231万281円で、それぞれ年3回実施しております医療費通知とジェネリック医薬品の差額通知の郵送料及びその作成業務委託料等でございます。

次に、8ページをごらんください。

6目第三者行為求償事業費は1,404万5,979円で、第三者行為に起因した医療給付費に対する損害賠償徴収業務委託料で、対象者は216人でございます。

9ページをごらんください。

2款保険給付費は2,183億5,298万3,797円で、先ほど説明いたしましたとおり、歳出総額の95.72%を占めております。

支出状況でございますが、療養給付費は2,090億2,394万6,226円で、入院、歯科、調剤報酬などがございます。訪問看護療養費は6億4,344万6,594円、移送費は386万3,320円でございます。審査支払手数料は4億9,838万4,624円で、国保連合会へ委託した741万3,700件のレセプト審査に係る手数料でございます。高額療養費は78億327万3,340円、高額介護合算療養費は1億1,804万9,693円でございます。葬祭費は2億6,202万円で、1万3,101件分でございます。

次に、10ページをごらんください。

4款特別高額医療費共同事業拠出金は4,397万2,854円で、国保中央会が行う共同事業に対する事業拠出金及び事務費拠出金でございます。

次に、12ページをお開きください。

5款保健事業費でございます。4億888万5,655円でございます。内訳は、1項1目健康診査費が2億9,586万8,838円で、主なものは市町への健康診査業務委託料や健診データ管理システムの運用管理業務手数料などがございます。受診者数は3万4,237人で、被保険者全体に対する受診率は15.85%。対象外の者を除いた場合の受診率は17.38%でございます。

13ページをごらんください。

2目その他健康保持増進費は1億1,301万6,817円でございます。口腔ケア事業は1,554万1,269円で、事業に係る手数料等でございます。受診者数は1,410人でございます。

14ページをごらんください。

はり・きゅうの施術費助成事業です。7,012万3,813円で、施術に対する助成金等でございます。助成人数は7,715人でございます。

15ページをごらんください。

糖尿病性腎臓病重症化予防事業は606万5,670円で、市町に委託して実施しております。参加者数は65人で、面談や電話による指導などを行っております。

16ページをごらんください。

そのほかの保健事業として、5、健康高齢者認定事業、6、多量服薬者訪問相談事業、7、健

診・医療無受診者調査指導事業、8、低栄養防止訪問栄養指導モデル事業、9、在宅要介護者訪問口腔保健モデル事業、10、服薬是正通知事業を実施しております。

17ページをごらんください。

6款1項1目財政調整基金積立金は2億1,765万6,000円で、事務費及び保険給付費に係る財政調整基金積立金でございます。

18ページをごらんください。

8款諸支出金は85億3,011万4,903円でございます。このうち1項1目の保険料還付金は1,646万4,970円で、市町において過年度の保険料の還付に伴う支出が発生したことから、その財源として市町へ支出したものと、保険料軽減判定におけるシステム誤りに伴う特別返還金でございます。2目償還金85億1,356万5,433円は29年度に概算交付された国からの負担金を精算し、返還したものでございます。4目還付加算金は8万4,500円で、保険料の還付に伴う加算金でございます。

以上が平成30年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算でございます。

続きまして、緑の表紙の説明書に戻っていただきまして、13ページをお開きください。13ページ以降に参考資料を掲載しております。

13ページは市町別に被保険者数と医療給付費等を前年度と比較したものを、14、15ページは市町別の事務費、保険料及び療養給付費を前年度と比較した表でございます。

16ページは財政調整基金の推移を掲載いたしております。

表の1番左の列で一般会計と特別会計に区分をし、基金造成の財源のもととなった項目をそれぞれ記載しております。左から2列目になりますが、平成29年度の年度末残高は、下の合計にありますとおり60億242万1,000円で、平成30年度は真ん中の列ですが、取り崩しと積み立てを行った結果、52億5,068万6,000円となっております。

引き続き、今度は青色の表紙の「決算審査意見書」によりまして、特別会計における主な不用額と、前年度と比較して大きな差があるものについてご説明いたします。

青色の表紙の「決算審査意見書」の26ページをお開きください。

第2款国庫支出金において、前年度に比べ50億6,109万9,000円減の824億7,227万円となっておりますが、これは、2項国庫補助金1目調整交付金において前年度の交付額が見込みより過大であったことから生じたことなどによるものです。

次に、歳出でございます。

32ページをお開きください。

第1款総務費1項総務管理費が前年度に比べ大幅に増加をしております。これは、後期高齢者医療に係る事務処理を行う標準システムについて、その更改を行うため機器の購入を行った

ことなどによるものでございます。

それから33ページをごらんください。

不用額でございますが、1億6,680万7,000円の不用額が生じております。これは、今ご説明いたしました標準システムのプロポーザル方式によります契約の結果、標準システム機器購入費が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

次に、34ページをお開きください。

不用額でございますが、保険給付費において予算現額の1.0%に当たる21億3,819万3,000円の不用額が生じております。これは、被保険者1人当たりの給付費が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

次に、36ページをお開きください。

不用額でございます。5款保健事業費において8,136万5,000円の不用額が生じておりますが、これは、健診受診者や糖尿病性腎臓病重症化予防事業の対象者が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

以上が議案第6号及び議案第7号の説明でございます。ご審議のほど、よろしく願いたします。

○議長（佐藤正洋君）

説明が終わりました。議案に対する質疑を行います。

なお、質疑の際は、質疑箇所のページをお示しください。

10番平野議員。

○10番（平野利和君）

雲仙の平野と申します。議案第6号の一般会計歳入決算でお尋ねいたします。

総括の歳出の分で、緑の分の冊子で3ページ。歳出、議会費の差し引き112万3,607円が不用額だと思っておりますが、青の冊子で16ページのこの説明があるんですが、執行率は52%という括弧書きであるんですけども、この理由をお尋ねいたしたいと思います。

○議長（佐藤正洋君）

総務課長。

○総務課長（切間賢生君）

ご指摘のとおり、議会費の執行率は52%、不用額は112万3,607円でございます。

主な理由は、例年、全員協議会の報酬、旅費、会場借り上げ料など1回分予算計上しておりますが、開催がなかったことで不用額が64万6,000円出ております。この全員協議会は、地方自治法第100条第12項及び議会規則第125条で定められており、議会活動の範囲を確保するため、毎年、当初予算で1回分を計上しているものでございます。

それから、次に、議会の終了時刻の関係上、宿泊を生じるようなことがなかったため、報酬、旅費に不用額を生じたことから、不要額が29万1,000円でございます。その他合わせますと、合計で不用額が先ほどご指摘のとおり、約112万4,000円となっているものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤正洋君）

10番平野議員。

○10番（平野利和君）

はい、わかりました。

私が以前からお願いをしているといいますか、この広域連合、各市町の議員さんたちが集まって、そういう議会だけの顔合わせということであれば、あまり意見交換とかができないので、研修等、全協でもいいですけれども、そういうところを持っていただけないかという要望をしているんですけれども、これには当たらなかったのかお尋ねいたします。

○議長（佐藤正洋君）

総務課長。

○総務課長（切間賢生君）

勉強会を行って、例えば保険料率の改定でありますとか、保健事業でありますとか、そういったことで議員各位の皆様に通識を持っていただける機会を設けることは大切だと考えております。今後こういった内容がよいかを含めて検討していきたいと考えております。

また、この場合に会場借上料や旅費の経費につきましては、こういった議会費の残の活用を視野に入れてまいりたいと考えておりますが、こうした経費は市町負担金が財源でございますので、市町との協議を踏まえてまいりたいと思っております。

また、勉強会の開催検討につきましては、その必要性や具体的な時期、場所等の問題もございます。まずは皆様にアンケート等の形式で個別に意向確認を進めさせていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤正洋君）

ほかにございませんか。10番平野議員。

○10番（平野利和君）

次に、議案第7号でお尋ねいたします。特別会計歳入歳出決算のほうです。

これの緑色の6ページ、歳入で市町支出金の分ですが、これちょっとわかりにくいので、青の冊子の25ページでお尋ねいたします。

25ページで増額が2億954万9,000円出てるんですが、これは市町の負担金だと思っております。この増額の理由をお尋ねいたしたいと思います。

緑の分に戻っていただいて、参考資料があるんですが、14ページです。比較表で、雲仙でいけば751万7,915円の増額となっているので、我々小さい市は、大きい、極端に大きい額が負担金となっているので、その理由と、そういう負担をしないといけないんでしょうけれども、システム改修でという説明があるんですけど、これをちょっとご説明いただけますでしょうか。

○議長（佐藤正洋君）

総務課長。

○総務課長（切間賢生君）

こちらのほうで2億954万9,000円という形で増が出ております。今ご指摘いただきましたとおり、システムの更改、更新が主なものでございます。これが全国統一の後期高齢者医療システム、私ども「標準システム」と呼んでおりますけれども、こちらで使用するハードウェアが、前回、平成24年度に機器更改を実施しておりました。こちらの耐用年数5年を経過しておりますので、これが平成30年度にハードウェアを更新するような形にしております。この機器更改が予算額で2億9,165万7,000円という形で上げております。このため、平成30年度は市町に負担いただく事務費負担金というものが約2億900万円の増という形であらわれているものでございます。

○議長（佐藤正洋君）

ほかにございませんか。

【「なし」と言う者あり】

○議長（佐藤正洋君）

ほかに質疑もないようですので、これをもって議案第6号及び第7号に対する質疑を終結をいたします。

これより、議案ごとに、順次、討論、採決を行います。

まず、議案第6号「平成30年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」に対する討論に入ります。ございませんか。

【「なし」と言う者あり】

○議長（佐藤正洋君）

なければこれをもって討論を終結し、採決をいたします。

議案第6号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（佐藤正洋君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第7号「平成30年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」に対する討論に入ります。ございませんか。

【「なし」と言う者あり】

○議長（佐藤正洋君）

これをもって討論を終結し、採決をいたします。

議案第7号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（佐藤正洋君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり認定されました。

次に、日程10「報告第1号」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。事務局。

○事務局（赤崎敏博君）

ただいま上程されました報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めることについて」、ご説明いたします。

白い表紙の議案書は57ページから61ページまで、そして、緑色の表紙の説明資料は17ページから19ページまででございます。

白い表紙の定例会議案、59ページをお開きください。

これは、長時間労働の是正のための措置として、国家公務員において超過勤務の上限規制などが導入されることに伴い、広域連合職員について時間外勤務に関する事項を整備するため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正する必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

その内容でございますが、緑色の表紙の説明資料の18ページをお開きください。

今回の改正は、国家公務員の超過勤務に関する措置に準じ、職員の時間外勤務に関する事項を整備するため、職員の時間外勤務に関する事項を規則に委任する旨の規定を設けたものでございます。

なお、条例の新旧対照表を19ページに掲載しておりますので、ご参照ください。

報告第1号の説明は以上でございます。

○議長（佐藤正洋君）

説明が終わりました。報告に対する質疑を行います。

なお、質疑の際は、質疑箇所のページをお示しください。ございませんか。

【「なし」と言う者あり】

○議長（佐藤正洋君）

質疑はございませんので、これをもって報告第1号に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めることについて」に対する討論に入ります。ご

ございませんか。

【「なし」と言う者あり】

○議長（佐藤正洋君）

これをもって討論を終結し、採決いたします。

報告第1号を承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（佐藤正洋君）

ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は承認することに決定いたしました。

次に、日程11「同意議案第2号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定により除斥の必要がありますので、坪井泰助議員の退場を求めます。

【坪井泰助君 退場】

○議長（佐藤正洋君）

提案理由について、連合長の説明を求めます。連合長。

【田上富久君 登壇】

○連合長（田上富久君）

同意議案第2号は、監査委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。これまでの初手監査委員の任期が去る4月29日付をもって満了したことから、新たに議会の議員のうちから選任する監査委員に新上五島町選出の坪井泰助議員を選任いたしたいと存じます。ご同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【田上富久君 降壇】

○議長（佐藤正洋君）

これから、同意議案第2号を直ちに採決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（佐藤正洋君）

ご異議なしと認めます。ご異議ございませんので、採決いたします。

同意議案第2号は、原案のとおり、坪井泰助君を監査委員に選任することについて、同意することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（佐藤正洋君）

ご異議なしと認めます。よって、同意議案第2号は同意することに決定いたしました。

坪井議員の入場を求めます。

【坪井泰助君 入場】

それでは、ここで暫時休憩いたします。

=休憩 午後2時06分=

=再開 午後2時07分=

○議長（佐藤正洋君）

会議を再開いたします。

次に、日程12「議会運営委員の選任について」を議題といたします。

本件については、議員の任期満了等により欠員が生じているため選任するものであります。

また先ほどの休憩中に、今井副議長及び坪井議員からの議会運営委員の辞職願を受理いたしました。

委員の選任につきましては、委員会条例第5条の規定により議長において指名いたします。

議会運営委員に、長崎市の山崎猛議員、佐世保市の山下廣大議員、川棚町の村井達己議員、

小値賀町の横山弘藏議員、佐々町の永安文男議員を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（佐藤正洋君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、山崎猛議員、山下廣大議員、村井達己議員、横山弘藏議員、永安文男議員を選任することに決定いたしました。

正副委員長互選のために直ちに議会運営委員会を開催してください。

委員会開催のため、暫時休憩いたします。

=休憩 午後2時09分=

=再開 午後2時18分=

○議長（佐藤正洋君）

会議を再開いたします。

休憩中に開かれました議会運営委員会における正副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長に長崎市、山崎猛議員、副委員長に川棚町、村井達己議員が選任されました。

お諮りいたします。今定例会において議決されました各案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第40条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（佐藤正洋君）

ご異議なしと認めます。よって、これらの整理を要するものにつきましては議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、今定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これにて閉会いたします。皆様、ご苦労さまでした。

=閉会 午後2時19分=

上記のとおり会議録を調製し署名する。

臨時議長 松井 大助

議 長 佐藤 正洋

署名議員 永安 文男

署名議員 北島 守幸